

## 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

### 1 居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 ヒロショウ
代表者氏名	取締役 石田貴士
所在地	奈良県大和高田市野口 390 番地 6
法人設立	平成 16 年 6 月 21 日

### 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

#### (1)事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護 うたたね
サービスの主たる対象者	身体障がい者・知的障がい者・障がい児 精神障がい者・難病等対象者
奈良県指定事業所番号	2910800719（令和3年2月1日指定）居宅介護 2910800719（令和3年3月1日指定）重度訪問介護事業
事業所所在地	奈良県大和高田市野口 390 番地 6
連絡先 担当者	電話：0745-22-6468 FAX：0745-25-1168 相談担当窓口：管理者・サービス提供責任者
通常の事業実施地域	大和高田市・香芝市・広陵町・葛城市
事業所が実施する他の 指定障がい福祉サービス	重度訪問介護事業（指定事業所番号：2910800719） 令和3年3月1日指定 移動支援事業（大和高田市・香芝市・葛城市）指定

#### (2)事業の目的及び運営方針

事業の目的	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。
-------	--

<p>運営方針</p>	<p>事業所は、利用者が居宅等において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次に掲げる援助を適切かつ効果的に行う。</p> <p>1 指定居宅介護については、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談。</p> <p>2 事業にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。</p> <p>3 事業の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるように努める。</p> <p>4 前三項のほか、「奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月奈良県条例第 37 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。</p>
-------------	---

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

<p>営業日</p>	<p>月曜日～金曜日（祝祭日は除く）</p>
<p>営業時間</p>	<p>9 時～17 時</p>

(4)サービス提供可能な日と時間帯

<p>サービス提供日</p>	<p>年中無休</p>
<p>サービス提供時間</p>	<p>24 時間</p>

(5) 事業所の職員体制

<p>管理者</p>	<p>石田大輔</p>
------------	-------------

<p>職種</p>	<p>職務内容</p>	<p>人員</p>
-----------	-------------	-----------

管理者	<p>1 従業者及び業務の管理を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に法令の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	<p>常勤 1名</p>
サービス提供責任者	<p>1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障がい福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。</p> <p>2 利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。</p> <p>3 利用者及びその同居の家族に居宅介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。</p> <p>4 居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。</p> <p>5 指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整を行います。</p> <p>6 居宅介護支援事業者（以下「ヘルパー」という）等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。</p> <p>7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。</p>	<p>常勤 1名</p>
ヘルパー	<p>1 居宅介護計画に基づき、居宅介護サービスを提供します。</p> <p>2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</p>	<p>常勤3名非 常勤3名</p>
事務職員	<p>介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</p>	<p>兼職1名</p>

### 3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

#### (1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅介護計画の作成	<p>利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に居宅介護計画を作成します。</p>
身体介護	<p>食事介助</p> <p>食事の介助を行います。</p>
	<p>入浴介助・清拭</p> <p>入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。</p>
	<p>排泄介助</p> <p>排泄の介助、おむつ交換、パッド交換を行います。</p>

	更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
家事援助	買物	利用者の日常に必要な物品の買物を行います。 ※預貯金等の引き出しや預け入れは行いません。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

(2)ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳等（銀行カード・印鑑）、証書、書類などの預り

③利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（年末の大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

⑧その他利用者又は家族等対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの料金とその利用者負担について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※障がい福祉サービスの定率負担は所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

利用料金は次表のとおりです。（令和元年10月時点）

提供 時間 内容	30分未満		30分以上1時間 未満		1時間以上1時間 30分未満		1時間30分以上2 時間未満	
	利用料	利用者 負担	利用料	利用者 負担	利用料	利用者 負担	利用料	利用者 負担
身体介護	2579円	258円	4071円	408円	5915円	592円	6754円	676円
	2時間以上2時間30分未満		2時間30分以上3 時間未満		令和3年2月1日時点の介護報酬より（事業所所在地6級地）			

障がい者総合支援法に基づく重要事項説明書

	7604 円	761 円	8443 円	845 円				
提供 時間 内容	30 分未満		30 分以上 45 分未 満	45 分以上 1 時間 未満	1 時間以上 1 時間 15 分未満			
家事 援助	利用料	利用者 負担	利用料	利用者 負担	利用料	利用者 負担	利用料	利用者 負担
	1056 円	106 円	1533 円	154 円	1978 円	198 円	2403 円	241 円
令和 3 年 2 月 1 日時点の介護報酬より（事業所所在地 6 級地）								

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行います。

※サービス提供手順書等により、市町村が 2 人の派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー 2 人を同時派遣しますが、その場合の費用は 2 人分となり、利用者負担も 2 倍になります。

※利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意得を得てサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担を除く）を申請してください。

【加算項目】

加算	提供時間帯	加算割合	算定回数
時間帯加算 （早朝・夜間）	午前 6 時から午前 8 時まで・午後 6 時から午後 10 時まで	所定単位数 × 1.25	提供時間帯の 1 回あたり
時間帯加算 （深夜）	午後 10 時から午前 6 時まで	所定単位数 × 1.5	提供時間帯の 1 回あたり
処遇改善加算	処遇改善 II		

※加算等変更になることもあり、変更時点で利用者様及びご家族にお伝え致します。利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用料負担を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、料金が加算されます。

令和 6 年 6 月 1 日追記

令和 6 年 6 月 1 日より従業者に対する処遇改善加算等が 1 本化される

#### 4 その他の費用について

① 交通費	通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。通常の事業の実施地域を超える地域外、(事業所から片道 20 キロメートル未満：300 円 20 キロメートル以上 600 円	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用サービス日の前日の 17 時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	利用サービス日の 2 時間まえまでにご連絡の場合	1 提供当りの利用料の 10%を請求いたします。
	利用サービス当日のサービス開始時間 2 時間前までにご連絡のない場合	1 提供当りの利用料の 100%を請求いたします。
サービス休止の予定が決定したら速やかにご連絡いただければ幸いです。 ※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません		
③サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道その他サービス提供に必要な物	利用者（お客様）の別途負担となります。	

#### 5

利用者負担額その他の費用のお支払方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 25 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法により、お支払いください。 (ア) 現金支払い (イ) 事業者指定口座への振込 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------	---

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 3 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 14 日以内にお支払いがない場合には、契約を解除したうえで、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 6 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問介護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	石田大輔
	連絡先電話番号	0745-22-6468
	連絡先 FAX 番号	0745-25-1168
	受付日・	月曜日～金曜日

	受付時間	午前 9 時~17 時
--	------	-------------

※担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

## 7 サービスの提供にあたっての留意事項

### (1)市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2)居宅介護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及びご家族の意向に配慮しながら「居宅 介護計画」を作成します。作成した「居宅介護計画」については、案の段階で利用者又はご家族に内容を説明し、利用者の同意を得たうえで成案としますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

サービスの提供は「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行います。

### (3)居宅介護計画の変更等

「居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。またサービス利用の変更・追加はヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

### (4)担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当ヘルパーの決定をします。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にてご遠慮なく相談ください。

(5)サービス実施のために必要な装備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

## 8 虐待の防止について

事業は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援策等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	管理者：石田大輔
---------	----------

②成年後見制度の利用を支援します。（地域福祉権利擁護事業を含む）

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施します。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
-------------------------	---

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者であるべき期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約書の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>○事業者は予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい者福祉サービス事業者等に利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの・電磁的記録を含む）については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加、または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p> <p>（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。） ※別紙当事業所の個人情報の保護についての文書あり</p>



## 10 緊急時の対応方法について

①サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医・かかりつけ病院等への連絡を行う等（救急隊通報含む）行い、必要な措置を講じるとともに、利用者又はご家族があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

## 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	大和高田市
	担当部・課名	障害福祉課
	電話番号	0745-22-1101（代表）
市町村	市町村名	香芝市逢坂一丁目 374 番地 1 香芝市総合福祉センター内
	担当部・課名	社会福祉課
	電話番号	0745-79-7151

本事業は、下記の損害保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	事業総合保険

## 12 身分証携行義務（ヘルパー資格証）

居宅介護事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。

## 13 心身の状況の把握

指定居宅介護の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 14 連絡調整に対する協力

居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整に出来る限り協力します。

## 15 他の障がい福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護の提供にあたり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び

保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

## 16 サービス提供者の記録

- ①指定居宅介護の実施ごとに、そのサービスの提供日・内容・実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控を利用者に交付します。
- ②指定居宅介護の実施ごとに、サービス提供記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧、及び複写物の交付を請求することが出来ます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

## 17 指定居宅介護サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もりを作成します。

## 18 苦情解決の体制及び手順

- (ア) 提供した指定居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置します。(下記に記す「事業者の窓口」のとおり)
- (イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情又は相談があった場合必要に応じて利用者の状況を詳細に把握する為訪問を実施する。担当者は訪問介護員に事実関係の確認を行い関係者への連絡調整を行うとともに利用者への対応方法を含めた結果報告を行う。

事業者の窓口：有限会社 ヒロシヨウ	所在地：奈良県大和高田市野口 390 番地 6 電話番号：0745-22-6468
事業所の窓口：居宅介護 うたたね	所在地：奈良県大和高田市野口 390 番地 6 電話番号：0745-22-6468
市町村の窓口（事業所所在地）	所在地：大和高田市 担当部署：障害福祉課 電話番号：0745-22-1101
香芝市（香芝市在住の利用者様）	所在地：香芝市逢坂一丁目 374 番地 1 香芝市総合福祉センター内 担当部署：社会福祉課 電話番号：0745-79-7151
公共団体の窓口：奈良県社会福祉協議会 運営適正化委員会	〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 320-11 TEL. 0744-29-0100 FAX. 0744-29-0101
奈良県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地：橿原市大久保町 302-1 電話番号：0744-21-6811

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	奈良県大和高田市野口 390 番地 6
	法人名	有限会社 ヒロショウ
	代表者	取締役 石田貴士 印
	事業所	居宅介護 うたたね
	管理者・説明者	石田大輔 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	県 市 町
	氏名	印
代理人 (成年後見人)	住所	県 市 町
	氏名	印

提供するサービスの第三者評価の実施状況

なし（令和5年11月現在）

## 個人情報保護法に関する基本方針

当法人は「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定居宅介護「居宅介護うたたね」）、介護保険法に規定する、指定居宅サービス事業「訪問介護うたたね」を運営する法人として、利用者に安心してサービスを利用していただくためには、利用者やご家族の個人情報を適切に取り扱うことが不可欠であると考えます。そこで、当法人では、個人情報保護に関する法律やガイドラインを遵守し、下記の取り組みをおこなう事をここに宣言いたします。

### 記

#### 1 個人情報の取得・利用

当法人は利用者やご家族の個人情報の取得にあたり、利用目的を明示し、その目的に必要な範囲の個人情報を取得し、利用目的以外には利用しません。利用目的以外に利用する場合は、あらためて利用者の同意を得るものとします。

#### 2 個人情報の第三者提供

当法人は利用者やご家族の個人情報をその利用目的の範囲に沿って、他の介護事業者や医療関係者に提供することがあります。第三者に提供する場合は、利用者やご家族の同意を得ることとします。

#### 3 情報の安全な管理

当法人は利用者やご家族の個人情報を安全に管理するため、帳票類やデータなどの取り扱い・保管規定を整備し、安全な保管に万全の配慮を行います。また、安全な管理に必要な知識・規定を全職員に周知徹底するため、必要な教育を行います。

#### 4 個人情報に関する法令や規範の遵守

当法人は利用者やご家族の個人情報を保護するため、次の個人情報保護に関する法令や規範を遵守します。

- ・個人情報保護法 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン

「平成 28 年 11 月」「令和 3 年 1 月一部改正」個人情報保護委員会

- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン

「平成 29 年 4 月 14 日」「令和 2 年 10 月 9 日一部改正」個人情報保護委員会・厚生労働省

- ・介護保険法（介護保険法に基づく指定基準を含む）

## 障がい者総合支援法に基づく重要事項説明書

- ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

### 5 個人情報保護の継続的改善

上記の取り組みを継続し発展させるために規定を定期的に見直し、絶えず利用者の意見をお聞きする活動をいたします。

以上

有限会社ヒロショウ 取締役 石田貴士